（見本）

市有財産売買契約書

江別市（以下「甲」という。）と買受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（売買物品）

第１条　甲は、その所有する次の物品（以下「売買物品」という。）を乙に売渡し、乙はこれを買受ける。

物品名	水槽付消防ポンプ自動車
車名	日野
型式	BDG-GX7JGWA 改
車台番号	GX7JGW-10528
リサイクル券番号	0710－0184－5662
自動車登録番号	札幌 830　す　107
初年度登録	平成 20 年 12 月
寸法	全長 687 ㎝×全幅 229 ㎝×全高 294 ㎝
車両重量	8,570 kg
走行距離	67,972 km（令和７年９月 30 日現在）
定格出力	6.40kw
車検有効期限	令和８年 12 月 16 日

（売買代金）

第２条　売買代金は、金〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　円とする。

（契約保証金）

第３条　契約保証金は、金〇〇〇〇〇〇円（落札金額の 100 分の 10）とする。

２　前項の契約保証金には、納付済みの入札保証金を充当することとする。

３　乙は、第１項の契約保証金から、納付済みの入札保証金を差し引いた額を、この契約と同時に甲が指定する方法により納付するものとする。

４　第１項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

５　第１項の契約保証金は、第 12 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（売買代金の納入期限）

第４条　乙は、売買代金から乙が既に納入した契約保証金を除く金額を、甲が発行する納入通知書により、一括して納入通知書の発行日から 14 日以内に甲の指定する金融機関において納入しなければならない。

（契約保証金の充当）
第５条　契約保証金は、前条に定める金額を完納したときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

（契約保証金の処分）
第６条　乙が、第４条の指定日までに売買代金を完納しないときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（売買物品の引渡し）
第７条　売買物品の引渡しは、売買代金の全額完納が確認され、令和７年 11 月以降に乙に引渡しするものとする。

（所有権の移転）
第８条　売買物品の所有権は、当該物品の引渡しが完了した時をもって、甲から乙へ移るものとする。
２　乙は、所有権移転後、速やかに永久抹消登録に係る手続き及び自動車リサイクル法に基づく引取報告を行うこととし、これらに要する経費及び搬送等に係る経費は、乙の負担とする。また、別紙「水槽付消防ポンプ自動車売払い仕様書」に基づく報告及び届出を行うものとする。

（危険負担）
第９条　乙は、本契約締結の時から売買物品の引渡しの時までの間において、売買物品が、甲の責めに帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（契約不適合責任）
第 10 条　乙は、民法、商法及びこの契約の他の条項にかかわらず、引き渡された当該物件の品質に関し、契約の内容に適合しないことを理由として、甲に対し履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。

（契約の解除）
第 11 条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、自らの責めに帰すべき事由によるものであると否とにかかわらず、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

（損害賠償）
第 12 条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第 13 条　乙は、第 11 条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買物品に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

（返還金）

第 14 条　甲は、この契約を解除したときは、収入済みの売買代金を乙に返還するものとする。

２　前項の返還金には、利子を付さないものとする。

（契約の費用）

第 15 条　この契約の締結及び履行等に要する費用は、乙の負担とする。

（信義則）

第 16 条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（質疑等の決定）

第 17 条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第 18 条　この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

甲　江別市高砂町６番地
江別市
江別市長　　後　藤　　好　人　　印

乙　〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇〇　〇〇〇〇〇〇〇　　印